

# 受精卵の凍結保存期間延長願い

Koba レディースクリニック 院長 小林眞一郎 殿

私たちは Koba レディースクリニックで 20 年 月 日 体外受精を施行し、  
受精卵(胚)を凍結保存しておりますが、この度以下の事項を了解した上で、当初契約の  
凍結保存期間 (20 年 月 日まで) を過ぎて更に一年間凍結保存することを  
希望いたします。

1. 不測の原因により胚を完全に保管できぬ場合があること。
2. 胚の凍結保存期間は、その被実施者の一般的に認められている生殖可能年齢の範囲内とする。
3. 凍結保存しておいた胚の利用目的は被実施者と夫とのあいだの生殖行為においてのみ  
使用すること。
4. 胚の凍結保管が種々の理由により不必要になったときには、速やかに連絡すること。
5. 胚の凍結保存期間の契約は一年 (20 年 月 日まで) とし、さらに延長する  
場合にはその一年間の保管料(30000 円+税)を当初の契約期間が満了するまでに支払うこととする。
6. 保存期限を経過しても、契約更新の意思表示のない場合は、凍結保存期間延長の意思がないと  
判断し法に準じて処理される。

20 年 月 日

住所 〒

氏名(妻)

印

氏名(夫)

印

————— Koba レディースクリニック 記入欄 —————

ID

保管料確認

済 ・ 未